○法務省告示第七十七号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の六第五項（第三十三条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第三十三条の八第一項並びに第三十三条の十三第二項の規定（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）に基づき、電子証明書の方式等に関する件（平成二十六年法務省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正する。

この改正は、平成二十九年三月十五日から効力を生ずる。

平成二十九年二月十三日

法務大臣　金田　勝年

第１の４の表注７中「sha-256WithRSAは、当分の間、sha1WithRSAによることもできる。」を削り、同表注８中「SHA-256は、当分の間、SHA-1によることもできる。」を削る。

第３の２中「sha-256WithRSAは、当分の間、sha1WithRSAによることもできる。」を削る。

第３の４の⑵の表中「（注２）」を削り、「（注３）」を「（注２）」に改め、同表注２を削り、同表注３中「当分の間、SHA-1によることもできる。」を削り、同注を同表注２とする。

第３の４の⑷の表中「（注３）」を削り、「（注４）」を「（注３）」に改め、同表中注３を削り、注４を注３とする。

第４の２の表中「（注２）」を削り、「（注３）」を「（注２）」に改め、同表注２を削り、同表注３中「当分の間、SHA-1によることもできる。」を削り、同注を同表注２とする。

第５の４の⑵の表中「（注３）」を削り、同表注３を削る。

付録１の１中「rsaSHA-1　|　」、「sha1Identifier　|　」、「rsaSHA-1　ALGORITHM-ID　::=　{　OID sha1WithRSAEncryption PARMS NULL　}　|　」、「sha1Identifier ALGORITHM-ID　::=　{　OID id-SHA1 PARMS NULL　}　|　」、「sha1WithRSAEncryption OBJECT IDENTIFIER　::=　{　pkcs-1　5　}　|　」及び「id-SHA1 OBJECT IDENTIFIER　::=　{　iso(1)　identified-organization(3)　oiw(14)　secsig(3)　algorithms(2)　26　}　|　」を削る。

付録２の１中「rsaSHA-1　|　」、「rsaSHA-1　ALGORITHM-ID　::=　{　OID sha1WithRSAEncryption PARMS NULL　}　|　」、「sha1Identifier ALGORITHM-ID　::=　{　OID id-SHA1 PARMS NULL　}　|　」、「sha1WithRSAEncryption OBJECT IDENTIFIER　::=　{　pkcs-1　5　}　|　」及び「id-SHA1 OBJECT IDENTIFIER　::=　{　iso(1)　identified-organization(3)　oiw(14)　secsig(3)　algorithms(2)　26　}　|　」を削る。

付録３の１及び付録４の１中「rsaSHA-1　|　」、「sha1Identifier　}　|　」、「rsaSHA-1　ALGORITHM-ID　::=　{　OID sha1WithRSAEncryption PARMS NULL　}　|　」、「sha1Identifier ALGORITHM-ID　::=　{　OID id-SHA1 PARMS NULL　}　|　」、「sha1WithRSAEncryption OBJECT IDENTIFIER　::=　{　pkcs-1　5　}　|　」及び「id-SHA1 OBJECT IDENTIFIER　::=　{　iso(1)　identified-organization(3)　oiw(14)　secsig(3)　algorithms(2)　26　}　|　」を削る。

付録５中「rsaSHA-1　|　」、「sha1Identifier　|　」、「rsaSHA-1　ALGORITHM-ID　::=　{　OID sha1WithRSAEncryption PARMS NULL　}　|　」及び「sha1WithRSAEncryption OBJECT IDENTIFIER　::=　{　pkcs-1　5　}　|　」を削る。

○法務省告示第七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

猿払村漁業協同組合	北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別千五百四十一番地四	加熱性水産加工食品製造業

○法務省告示第七十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十九年二月十三日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社飯塚鋼業	栃木県足利市江川町四丁目九番地三	鉄筋施工
有限会社エーワン	長野県上田市山田二百十八番地四	工場板金

○法務省告示第八十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社フジ・システムズ	長野県松本市大字島内四千百五十七番地一	とび
ＭＨ精工株式会社	大阪府東大阪市今米二丁目一番二十六号	機械加工

○法務省告示第八十一号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十九年二月十三日

外務大臣　岸田　文雄

中華人民共和国大使館周辺地域

期　間	平成二十九年二月二十三日から平成三十年二月二十二日まで
地　域	東京都港区　西麻布三丁目 元麻布二丁目 元麻布三丁目 南麻布五丁目（二番から十六番まで）

○外務省告示第八十二号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十九年二月十三日

外務大臣　岸田　文雄

アメリカ合衆国大使館周辺地域

期　間	平成二十九年二月二十四日から平成三十年二月二十三日まで
地　域	東京都港区　赤坂一丁目（二番から四番まで及び八番から十二番まで） 赤坂二丁目（二番から四番まで及び十五番から二十三番まで） 虎ノ門二丁目 虎ノ門三丁目（一番から七番まで） 虎ノ門四丁目（一番及び二番） 六本木一丁目（一番から三番まで及び十番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法［昭和三十五年法律第百五号］第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○外務省告示第八十三号

アメリカ合衆国政府は、平成二十四年二月二十四日に東京で作成された「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」の批准書を平成二十九年一月十九日に寄託政府である大韓民国政府に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年二月十八日にアメリカ合衆国について効力を生ずる。

（平成二十九年一月二十日付け大韓民国外交部口上書）

平成二十九年二月十三日

外務大臣　岸田　文雄